2001年9月　定例会（第２５８回）-10月15日－06号

◆九番（今井光子）　ただいま安井宏一議員から提案されました意見書第七号、地方税財政制度の充実に関する意見書案に賛成します。

◆十五番（安井宏一）　（登壇）　意見書第七号、地方税財政制度の充実に関する意見書（案）につきましては、意見　書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第七号

地方税財政制度の充実に関する意見書（案）

現在、国においては、六月末に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を踏まえ、平成十四年度の予算編成に着手しているが、この基本方針において、地方交付税をはじめとする地方財政制度の抜本的改革について言及されるなど、地方税財源の改革についてさまざまな論議がなされているところである。

いうまでもなく、地方交付税は地方固有の財源であることはもちろん、地域間の税源の偏りを調整し、法令で義務づけられた事務をはじめ一定水準の行政サービスを確保するための財源を保障する制度であり、地方自治体が高度化、多様化する住民ニーズに対応し、自主的・自立的財政運営を行っていくために、極めて大きな役割を果たしていることから、これらの機能を適切に果たすことができるよう、所要額の確保を図る必要がある。

国・地方をとおし我が国の税財政制度全体を考えるとき、地方交付税の議論に先立って、去る六月に出された地方分権推進委員会の最終報告を十分に踏まえるなど、真の分権型社会の実現に向けた税財源の地方移譲及び国庫補助負担金の整理・合理化等が行われることが必要不可欠である。

また、地方税財政制度のあり方は、これが県民生活に密接に関連するとともに、地方自治の根幹に関わるものである。

よって、国におかれては、地方交付税所要額を安定的に確保するなど、地方税財源充実にかかる地方自治体の意見を十分に踏まえて、見直し等について検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年十月十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林喬）　ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、十五番安井宏一議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。